

条例コーナー

静岡県地震対策推進条例

平成八年三月二十八日静岡県条例第一号

〔条例の概要〕

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、予想される東海地震や神奈川県西部の地震などの大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

このため、本条例では、条例制定に至る経緯と趣旨を明記し（前文）、県及び市町村並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保などの地震防災のための措置等について定め、地震対策の的確な推進を図り、地震災害に強い県づくりを行うことを目的に、全三八条及び附則によって次のとおり構成されている。

- 前文
- 第一章 総則（一条）
- 第二章 県及び市町村の責務等（二条～一条）

- 第三章 県民の責務（二条～四一条）
- 第四章 既存建築物等の耐震性の向上（五条～二〇条）
- 第五章 地震発生時の緊急交通の確保
  - 第一節 地震発生時の交通規制等（二一条～二四一条）
  - 第二節 道路の迅速な復旧（二五一条～二六一条）
- 第六章 陸海空の緊急輸送の確保（二七一条～三〇一条）
- 第七章 被災建築物の応急危険度判定（三一条～三三一条）
- 第八章 雑則（三四一条～三八一条）

〔制定の理由・背景〕

静岡県では、阪神・淡路大震災を契機に、北海道南西沖地震における奥尻島の津波被害など、最近の地震災害から得られた貴重な教訓を、本県が進めている東海地震や神奈川県西部の地震対策に生かすため、全庁組織を挙げて地震対策の総点検を行い、阪神・淡路大震災の発生後四ヵ月をかり、平成七年五月に「地震対策3000日アクションプログラム」（行動計画）を策定した。このアクション

プログラムでは、「初動体制の確立」、「救出救助対策」、「ライフライン対策」、「避難所の運営体制」など三〇項目、五五六アクションの検討を行った。

この総点検の中で、①持続的な地震防災対策を組織の内外にわたたり、広範囲かつ効果的に徹底していくこと、②県民と行政が一丸となって地震対策を推進すること、が重要で急務であるとの考えから、アクションのうち、特に県民の協力を得て強力に推進すべき対策を重点的に取り上げ、体系化して、条例を制定することとした。

〔解説〕

本条例の内容で特徴的なのは、大規模地震に対処するためには、行政と県民が一丸となって対応していく必要があるため、行政、県民等の責務を明示するとともに、緊急に措置すべき最も重要な項目として、①建築物の倒壊防止、②落下危険物の安全性の確保、③ブロック塀の倒壊の防止、④自動販売機の転倒防止、⑤地震発生時の緊急交通の確保、⑥道路上の障害物の処理の六項目を県民の協力を得て直ちに進めるべき事項とし規定している。

大規模地震の被害は、広域にわたたり、様々な形で現れるが、特に人命に関わる被害の要因となるのが、古い建築物の倒壊や、建築付属物の落下、門扉や塀の転倒等であり、また、それらの残骸物が避難路や緊急輸送路の通行障害となり、消火や救出救助などの応急対策の遅れを生じさせることにより、被害の一層の拡大を招くこととなることから、県・市町村が連携し、建築物等を所有・管理する者の協力を得て、耐震化や落下・転倒防止措置を講じ、安全性の確保を図ることとしたものである。一五一条から一七一条の「既存建築物の耐震性の向上」、「建築物の落下対象物の安全性の向上」、「ブロック塀等の安全性の向上」では、行政指導の内容及び手順を含めた具体的な対策を規定し、緊急輸送路、避難路、避難地若しくは避難所に面するものの耐震診断や耐震改修が行われていない場合には、所有者に対し指導及び助言に比べ、より具体的な対応を求める指示ができるとしている。一八一条の「自動販売機の安全性の向上」では、自動販売機の据付けについては、日本工業規格の据付けに関する一定の耐震基準があるだけのため、本条例で、自動販売機を設置するにあたり、規則で定める据付け基準に適合させ、設置する義務を規定している。なお、本県が全国で最初に導入した応急危険度判定士の資格、権限等を三二一条で規定している。

また、三六一条の「公表」では、一五一条から一八一条までに規定する地震対策の進捗状況を取りまとめ、定期的に公表し、

既存建築物の所有者等の認識を深め、既存建築物の耐震化等の対策の効果的かつ着実な推進を図られるよう規定している。三七条では、一五条から一八条において、既存建築物等の耐震診断や耐震改修の指示等を行うために、建築物の所有者等に対して、資料の提出等を求め、又は職員に立入調査等をさせることができ、これを規定している。

地震発生時の緊急交通は、時間の経過とともに次のように性質を変化させながら推移していくと考えられる。

#### 第一段階 発災直後の消火、救出救助、病院への搬送

第二段階 災害応急対策の実施に要する資材の運搬や救済物資の運搬

第三段階 企業活動や生活維持のための活動

であり、第一、第二段階における緊急交通の確保を想定し、発災直後における関係機関の連携・協力や、交通規制、車両使用の自粛等に対する県民の協力など重要な要素となる交通規制等を二一条の「緊急交通の確保のための総台調整」から、二四条の「交通指導経験者への協力要請」で規定している。特に、二三条の「車両の使用に関する順守事項」では、地震発生時に、一般の通行車両をできる限り少なくし、運転中の車両の安全確保を図り、停止又は駐車した車両が、災害

応急活動に従事する緊急通行車両の通行の支障にならないようにするため、通行禁止等の措置が行われた時を前提とせず、地震が発生した時にまで広げて、車両の使用自粛を規定している。また、地震発生直後において、現場の警察官は、救出救助をはじめ多岐にわたる業務に従事することから、交通整理に充分な人員を充てることが困難なため、二四条では、民間交通指導員や警備業法に基づく交通誘導警備の検定資格を有する者等で交通指導の実務経験を有する者に協力を要請できるとしている。

また、緊急交通路として最も重要な部分を占める道路の迅速な復旧を行うために、第二五条で「道路上の障害物の除去等の体制」を、二六条で、地震発生後の対応として、警察官又は道路管理者から道路障害物の移動先として使用の申し入れに対して、空き地等の所有者に協力義務を課した「空き地等の使用」を規定している。

なお、東海地震などの大規模地震では、被害が県内全域にわたって同時多発することが予想されるため、行政機関のみで充分な対策を講ずることは困難な面があり、迅速かつ適切に災害応急対策や救出救助活動を進めるためには、多くの民間人の協力を得ることが必要であるが、業務に従事する者が不測の損害を被ったり、他人に損害を与えることが充分

予測されるため、三四条の「補償」において、一項では、県又は市町村の要請を受けて地震発生後の応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために被った損害について、他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付により損害が補てんされない場合に県が補償することができることを規定している。また、二項では、県又は市町村の要請を受けて地震発生後の応急対策の業務に従事した者が、当該業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合に、その者が負うべき損害賠償を県が代位して弁済することができることを規定している。

最後に、本条例において、当初、知事の命令違反に対する罰則を検討したが、地震対策の推進は、罰則で履行させるべきものではなく、行政指導の手法にとどめるべきとの判断から、罰則規定は設けないこととした。

(佐藤一彦 静岡県防災局主幹)

〔資料〕

### 静岡県地震対策推進条例(抄)

#### 前文(第3章(略))

#### 第4章 既存建築物等の耐震性の向上

##### (既存建築物の耐震性の向上)

第15条 既存建築物(昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町村と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。

3 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第一二三号。以下「耐震改修促進法」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。)の所有者に対し、当該既存

建築物の耐震診断及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。

4 知事は、緊急輸送路、避難路（市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。）又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所（以下「避難地等」という。）に面する既存建築物（耐震改修促進法第4条第2項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。）について、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

5 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

（建築物の落下対象物の安全性の向上）  
第16条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物（以下「広告塔等」という。）の所有者等（所有者又は管理者をいう。以下同じ。）は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物（建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。）を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。  
2 県は、市町村と連携して、落下対象

物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。

5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

（ブロック塀等の安全性の向上）  
第17条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の所有者は、地震に對する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修（生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。）を行うよう努めなければならない。  
2 県は、市町村と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。  
3 知事は、市町村長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

4 知事は、市町村長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

（自動販売機の安全性の向上）

第18条 自動販売機（屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下同じ。）の所有者等及び据付け業者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定める自動販売機の据付け基準に適合するように自動販売機を据え付けなければならない。

2 自動販売機の所有者等は、自動販売機を据え付けたときは、その自動販売機の据付け年月日、所有者等の氏名又は名称、その連絡先その他規則で定める事項を自動販売機の見やすい場所に表示しておくとともに、前項の据付け基準に適合するように自動販売機の据付けの安全性を維持するものとする。

3 県は、市町村と連携して、自動販売機の据付け状態等を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

4 知事は、市町村長と連携して、自動

販売機の地震に対する据付けの安全性を確保するため、自動販売機を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

5 知事は、市町村長の協力を得て、自動販売機の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、自動販売機の所有者等に対し、据付け方法の改善等について指導及び助言をすることができる。

6 知事は、市町村長の協力を得て、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する自動販売機について、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該自動販売機の所有者等に対し、転倒防止のための補強、据付け方法の改善等必要な措置を指示することができる。

7 県は、自動販売機の据付けの安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

第19条・第20条（略）

## 第5章 地震発生時の緊急交通の確保

### 第1節 地震発生時の交通規制等

（緊急交通の確保のための総合調整）

第21条 県は、地震発生後の消火、救出救助、救援その他の応急措置の迅速かつ円滑な実施に必要な緊急交通を確保するため、市町村、国の機関その他防災関係機関、関係事業者等との総合的な調整を行うものとする。

（交通規制への協力等）

第22条 知事は、市町村長と連携して、地震が発生した場合において車両の通行の禁止又は制限（以下「通行禁止

等」という。)が行われたときは、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、当該通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を広報し、県民の協力を求めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合において、公安委員会が行う被災地域及びその周辺の地域における車両の通行禁止等に従うだけでなく、消火、救出救助、救援その他の応急措置を行う緊急通行車両の通行の確保に積極的に協力するよう努めなければならない。

(車両の使用に関する順守事項)  
第23条 県民は、地震が発生したときは、車両の使用に関し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 避難に当たっては、車両の使用を自粛すること。

(2) 車両を運転しているときは、道路の左側に停止すること。

(3) 車両を置いて避難するときは、できる限り車両を道路外に移動しておくこととし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車すること。

(交通指導経験者への協力要請)

第24条 公安委員会は、地震が発生した場合における交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、交通指導の実務経験を有する者に対し協力を要請することができる。

第2節 道路の迅速な復旧

(道路上の障害物の除去等の体制)

第25条 知事は、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確

保するため、通行の妨害となる物件の除去及び被災した道路の迅速な応急復旧に関し必要となる事項について、公安委員会、他の道路管理者、関係事業者等とあらかじめ協議し、地震発生後直ちに対応できる体制を確立しておくものとする。(空き地等の使用)

第26条 広場その他の空き地等の所有者等は、地震が発生した場合において、次に掲げる空き地等の使用の申し入れがあったときは、その使用に積極的に協力しなければならない。

(1) 警察官が緊急通行車両の円滑な通行を確保するため通行の妨害となる道路上の物件の一時保管を目的として行う使用

(2) 道路管理者が被災した道路を応急復旧するため道路上の廃棄物の仮置きを目的として行う使用

2 知事は、市町村長と連携して、前項各号の使用が円滑にできるよう空き地等の調査を行い、あらかじめ、その所有者等に協力を依頼する等により、その確保に努めなければならない。

第3節 陸海空の緊急輸送の確保

第27条(略) 第30条(略)

第6章 被災建築物の応急危険度判定

第31条(略)

(応急危険度判定士)

第32条 知事は、応急危険度判定の実施のため、別に定めるところにより静岡県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を認定し、及び登録するものとする。  
2 知事又は市町村長は、応急危険度判

定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。

4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第33条(略)

第7章 雑則

(補償)

第34条 知事は、県又は市町村の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために損害を被り、かつ、その損害について他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。)によつてはその損害がてん補されない場合であつて、その損害について相応の公的補償等を受けられたとした場合との均衡上必要があると認めるときは、その限度において、議会の議決を経て定め額の補償をすることができる。

2 知事は、県又は市町村の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合(その損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当

該業務に従事した者に代わつて、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において、議会の議決を経て定め額の賠償をすることができる。

第35条(略)

(公表)

第36条 知事は、第15条から第18条までの規定による既存建築物の耐震性の向上に関する状況等を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

(資料の提出、報告、調査等)

第37条 知事は、第15条から第18条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下「既存建築物等」という。)の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若しくは関係者に必要な事項について質問させることができる。  
2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

